

プレミアム付商品券 取扱店募集要項

1 発行の目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行等を行う。

2 商品券の発行について

- (1) 名 称 プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 実施主体 鮫江市
- (3) 発行者 プレミアム付商品券実行委員会
- (4) 販売者 日本郵便株式会社 市内郵便局（簡易郵便局を除く）
- (5) 対象者 ①平成31年度の住民税が非課税である者
②2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (6) 対象者数 対象者①10,000人
対象者②2,000人
- (7) 発売価格 4,000円（1,000円券5枚 5,000円分）
- (8) 発行部数 60,000部（一人当たり最大5部 25,000円分購入可能）
- (9) 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (10) 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化しないでください。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失および盗難に対し、鯫江市はその責を負いません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公訴公課

5 取扱店の参加資格

鯖江市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、鯖江市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する営業を行っている事業者

（2）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（3）上記〔4 商品券の利用対象にならないもの〕に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

（4）代表や役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- （1）取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- （2）利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止すかし模様がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに鯖江市役所社会福祉課（53-2216）まで報告してください。
- （3）商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- （4）商品券の交換および売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- （5）取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- （6）利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- （7）福井県暴力団排除条例および鯖江市暴力団排除条例を遵守してください。

7 申請手続について

（1）申請方法

この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、金融機関通帳の口座情報（見開き部）のコピーを添えて、鯖江商工会議所へ郵送または直接提出してください。（※原則、振込口座は換金取扱金融機関（福井銀行・福井信用金

庫・福邦銀行) とします。)

※ 当座預金で通帳がない場合は、「当座勘定照合表」「残高証明書」等、口座番号がわかる書類の写しを添付してください。

「取扱店登録申請書」は鯖江商工会議所で配布または鯖江商工会議所ホームページからダウンロードできます。(鯖江商工会議所ホームページ <http://www.sabaecchi.or.jp>)

(2) 申請書の提出先

鯖江商工会議所 産業振興課

〒916-8588 鯖江市本町3丁目2-12

TEL: 0778-51-2800 FAX: 0778-52-8118

(3) 申請期間

令和元年6月3日(月)から令和元年7月31日(水)まで

※上記期間に申請した取扱店は商品券引換時に一覧表を作成して購入者へ配布します。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として承認します。承認した場合には後日、取扱店ポスター、換金取次依頼書、取扱店証、換金についての説明を配布します。

(5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。鯖江市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別テナントごとに申請してください。

8 換金について

詳細については、承認時に配布する「換金についての説明」に記載します。

(1) 取扱店

金融機関(福井銀行・福井信用金庫・福邦銀行)の支店窓口

(2) 換金に必要なもの

①使用済券(裏面の所定欄に登録されている取扱店名を記入すること、ゴム印可)

②換金取次依頼書

③取扱店証

(3) 換金方法

上記「換金に必要なもの」を窓口に提出してください。後日、登録口座に振り込まれます。

(4) 換金期間

令和元年10月1日(火)～令和2年4月中旬までの金融機関の営業時間

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要項」に記載されていない事項は、社会福祉課へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として、ホームページやリーフレットなどにより広報します。

＜申込先＞ 鮎江商工会議所 産業振興課

〒916-8588 鮎江市本町3丁目2-12

TEL：0778-51-2800 FAX：0778-52-8118

＜問合先＞ 鮎江市健康福祉部 社会福祉課

〒916-8666 鮎江市西山町13-1

TEL：0778-53-2216 FAX：0778-51-8157